



弁護士

小宮 俊
(こみや・しゅん)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

民法改正「保証」

弁護士 小宮 俊

今回は、保証の規定に関する民法の改正点について、実務上特に重要である、①個人根保証契約、②事業用融資における第三者保証の制限、③保証人に対する各種の情報提供義務に分けてご説明いたします。

1 個人根保証契約

(個人根保証契約の保証人の責任等)
第465条の2

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であって保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証内容について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

- 2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- 3 第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。

(個人貸金等根保証契約の元本確定期日)
第465条の3
(省略)

(個人根保証契約の元本の確定事由)
第465条の4

次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

- 一 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
 - 二 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保の実行の手続の開始があったときに限る。
- 一 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
 - 二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(1)改正の趣旨

これらの規定は、根保証契約の保証人が負う責任の範囲を金額的な面から画することにより保証人に自らの負担の上限に対する予測可能

性を与えるべきこと、及び契約締結後に著しい事情変更が生じた場合に、その責任の拡大を防止すべきことから、貸金等根保証契約に限定して規定されていた現行民法465条の2(極度額の設定)、同条の4(元本確定事由)、及び同条の5(求償権の個人保証)を、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約全般に拡大させるとしたものです(他方で、現行民法465条の3(貸金等根保証契約の元本確定期日)に関しては、個人根保証契約全般について拡大することは見送られました。)

(2)実務への影響

改正民法465条の2により、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約に対しても極度額の設定が義務付けられることとなったことから、今後、例えば、建物賃貸借契約における賃料債務等を担保するために個人と連帯保証契約を締結するような場合においても、連帯保証契約書等に連帯保証人の負担する主たる債務の極度額についての条項を設けなければ、同条2項により、当該連帯保証契約は無効となりますので、注意が必要です。

なお、これらの規定は、改正民法附則21条1項から、改正民法施行日後に締結された保証契約に対してのみ適用があります。

2 事業用融資における第三者保証の制限

(公正証書の作成と保証の効力)
第465条の6

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。
 - イ 保証契約(ロに掲げるものを除く。)(省略)
 - ロ 根保証契約 (省略)
- 二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを証人した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することがで

きない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に変えることができる。

- 四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
- 3 前2号の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)
第465条の9

前3条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

- 一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 二 (省略)
- 三 (省略)

(1)改正の趣旨

改正民法465条の6の趣旨は、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ生活の破綻に追い込まれるといった事例が多発したことを受けて、事業経営に直接関係しない個人が保証を行う場合に、その保証意思が真意に基づく自発的なものを公正証書作成の過程をとおして慎重に確認させることにより、保証人を保護することにあります。したがって、事業経営と関係のある経営者及びこれに準ずる者は、上記趣旨が妥当しないため、同条の適用は排除されます(改正民法465条の9)。

(2)実務への影響

事業用融資における第三者保証の場合、保証人の公正証書による意思表示がないかぎり契約は無効となること、債権者は、公正証書の確認及び保管をする必要があります。また、事業用融資でなければ公正証書は不要ですが、真実は事業用融資であるにもかかわらず主債務者から事業用融資ではないと保証人に説明している場合がありますので、債権者としては、主債務者への融資の用途が何であるかを慎重に確認する必要があります。

なお、保証人となろうとする者は、改正民法施行日前においても、465条の6第1項の公正証書の作成を嘱託することができ(附則21条2項)、嘱託された公証人も、施行日前に作成することができます(附則21条3項)。

3 保証人に対する各種の情報提供義務

(契約締結時の情報の提供義務)

第465条の10

主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

- 一 財産及び取支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた

者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

- 3 前2項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第458条の2

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第458条の3

- (1) 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。
- (2) 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。
- (3) 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

(1)改正の趣旨

改正民法465条の10は、主債務者が保証人に事業性を有する債務の保証を委託する際に、主債務者が保証人になろうとする者に対し情報提供する義務を、改正民法458条の2は保証契約成立後における債権者の保証人に対する主債務の履行状況に関する情報提供義務を、同条の3は、主債務者が期限の利益を喪失した際に、債権者がその旨を保証人に通知する義務を定めたものです。

いずれの規定も、主債務者ないし債権者に、保証人に対する十分な情報提供をさせることで、保証人が想定外かつ多額の負担を被ることを防止するためのものであるといえます。

(2)実務への影響

改正民法465条の10について、債権者は、主債務者の情報提供義務懈怠の事実につき「知ることができたとき」まで、保証人から保証契約の取消しを主張されるおそれがあるところ、保証契約を締結する際に、保証人に対して、主債務者から同条記載の説明を受けたかを確認することが望ましいといえます。

改正民法458条の3について、債権者は、主債務者の期限の利益の喪失を「知ったときから2箇月以内」に保証人に通知すればよいとされていますが、逆に、期間内通知を怠ったときは、債権者は、期限の利益喪失時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を保証人に対して請求することができなくなるため、注意が必要です。